

平成 30 年 8 月 30 日 志岐武彦記

皆川検察官に不起訴理由についての質問とその回答

平成30年 8 月 28 日、皆川検察官から電話があり「本日付けで不起訴処分とした。処分通知書を発送する」と連絡があった。翌日志岐から、皆川検察官に電話をし、不起訴理由について訊いた。

その質問と回答の要約を以下に示す。

志岐:不起訴の理由が分からないから、これから質問させていただく。

不起訴にした理由は何なんですか。

宮川:嫌疑なしだからです

志岐:なんで嫌疑がないと判断したのですか？

宮川:捜査の結果からです。

志岐:それは理由ではない。私は告発状のなかで、起訴に当たるとする証拠を述べています。

それに対して答えてください。

宮川:これまでの電話で述べているが、「特別な利益」に当たらないということです。

志岐:支部が被告発人へ1220万円を渡したのは、被告発人が利益を得たということではないのですか。

宮川:租税特別措置法の除外項目に該当しない。

志岐:該当しないということは、高市氏は、支部から 1220 万円をもらったのは特別な利益に該当しないと言っているのですね。

宮川:そうです。

志岐:他の国会議員が全く同じことをやっても、許されるのですか(不起訴にするのか)？

宮川:法と証拠に基づいて判断する。

志岐:高市氏の場合、法と証拠に基づいて判断したのだから、他の国会議員も不起訴になるということになりますね。

志岐:一般の人が、高市氏と同じことをやっても不起訴にするのか？

宮川:法と証拠に基づいて判断する。

志岐:高市氏と一般人には差がない。法と証拠に基づいて判断すれば、不起訴になるのは明らか。